大芝公園（交通ランド）指定管理者候補者の選定要綱

１　施設の概要

⑴　施設名及び所在地
　大芝公園（交通ランド）　　広島市西区大芝公園１番５０号

⑵　設置目的
　都市公園の中に模擬道路や交通施設を設け、児童等の遊びを通して交通安全思想の普及を図るとともに、交通ルールの知識や正しい横断方法など実践的行動を教える場を提供することを目的とする。

⑶　現在の指定管理者
　株式会社第一ビルサービス

２　選定の概要

⑴　指定管理者候補者名（予定）
　株式会社第一ビルサービス

⑵　非公募とする理由
　大芝公園（交通ランド）の現指定管理者である株式会社第一ビルサービスは、年度終了後に実施する「指定管理者の業務実施状況評価」の評価において指定期間（５年間）の１年目より３年連続して高評価（Ｓ又はA）となるとともに、現指定期間の終了後も引き続き同施設の管理運営を希望していることから、更新制を適用し、同法人を非公募により指定管理者とする。

⑶　指定期間
　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

⑷　管理の基準
ア　休園日
　１２月２９日から翌年１月３日（ゴーカートの運休日：月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（５月３日及び同月４日を除く。）に当たるときはその翌日とし、同月３日又は４日に当たるときは同月６日とする。））
イ　開園時間　　午前９時から午後５時まで（ゴーカートの運行時間：午前９時から午後４時まで）
ウ　特記事項
　申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。

⑸　業務の内容等
ア　交通施設の維持管理、修繕（市があらかじめ指定する大規模な修繕工事を除く。）、清掃、警備、利用状況調査等に関すること。
イ　交通施設を一般の利用に供すること。
ウ　ゴーカート利用者の整理及び指導並びに事故発生時における救護、処置等に関すること。
エ　特記事項
　(ｱ)　使用料等の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
　(ｲ)　避難場所として今後指定され、使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
　(ｳ)　管理者変更に伴う引継業務等
　　指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。

⑹　配置人員
ア　３人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。
イ　防火管理者の配置
　管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者１人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

⑺　指定管理料の上限額（５年間分）
　１億２６２万円
※　指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、２年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
※　指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
※　指定期間中に業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

⑻　指定管理料の支払方法
ア　指定管理料は、原則、前金払とする。
　なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
イ　支払は、原則、毎月払とする。

⑼　評価基準等
ア　欠格事項
　申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
　(ｱ)　広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

(ｲ)　広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
(ｳ)　労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
(ｴ)　障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
(ｵ)　広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から２年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
(ｶ)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ　評価項目

評　価　項　目	適・否
【1　市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ①　利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ②　障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【2　施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ①　交通施設の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的と整合性のとれたものになっているか。 ②　交通施設の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③　利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④　利用者等からの苦情処理体制は示されているか。	
【3　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ①　団体の経営は安定しているか。 ②　市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③　個人情報等の管理体制は適正か。 ④　緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤　サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【4　管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※　上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ　本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確　認　項　目	取組状況
【1　障害者雇用率の達成】 ①　障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
②　過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【2　環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション２１の取得	有・無
【3　男女共同参画・子育て支援の推進】 ①　次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
②　次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4　地域貢献度】 ①　広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
②　本施設の従事者のうち市内在住者の割合が８割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が５割以上で８割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が２割以上で５割未満の場合	該当・非該当

⑽　業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

更新制の適用により、通算した指定期間の４年目から８年目までの間に、２年連続して業務実施状況評価が低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者候補者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する応募資格を与えないものとする。